

別紙

諮問第992号

答 申

1 審査会の結論

「交通事故事件捜査記録表」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が、令和〇年〇月〇日に〇〇〇-〇先路上において交通事故で取り扱われた際に〇〇警察署が作成した報告書。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年3月29日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その一部の取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年12月19日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年11月7日に実施機関から理由説明書を、令和6年1月16日に審査請求人から意見書を收受し、令和5年11月27日（第176回第三部会）から令和6年1月29日（第178回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及

び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対して、「物件事故報告書（受理日令和○年○月○日、受理番号○○警察署第○○号）のうち、適用除外を除く部分」及び「交通事故事件捜査記録表（受理日令和○年○月○日、原票番号○○警察署第○○号）」を特定した。

実施機関は、物件事故報告書については警察職員の氏名及び印影が条例16条2号及び4号に該当するとして、交通事故事件捜査記録表については「(一)【運転・同乗（運転者氏名）・歩行・その他】欄の非開示とした部分」（以下「本件非開示情報」という。）について、開示請求者以外の者から聴取した氏名等に係る情報であり条例16条2号に該当するとして、当該各部分をそれぞれ非開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、交通事故事件捜査記録表について開示を求める旨主張しているため、審査会は、本件一部開示決定のうち、本件非開示情報の非開示妥当性についてのみ審議することとする。

ウ 交通事故事件捜査記録表について

交通事故事件捜査記録表は、物件事故報告書等を作成するための記録用紙であり、交通事故現場等において、警察職員が事故当事者から事情聴取を行う際に、運転免許証情報や車両情報、事故状況等を記録する書類である。具体的には、交通事故の「受理月日時」、「端緒」、「発生日時」、「発生場所」及び当事者の「氏名」、「性別」、「年齢」、「本籍」、「住居」、「職業」、「勤務先」、「免許関係」、「運転車両の状況」、「本人の被害程度」、「保険関係」等の欄から構成されている。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関の説明によると、本件非開示情報は、警察職員が当該事故を処理する過

程で、開示請求者以外の者から聴取した情報とのことである。

審査会が確認したところ、本件非開示情報には、開示請求者以外の者の氏名、年齢、住居及び運転免許証情報並びに車両情報等が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に該当するものと認められる。

本件非開示情報は、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハに該当しないことが明らかであるところ、審査請求人は、当該交通事故は誘因事故であり、民事訴訟を起こすために事故の相手方の個人情報を知る権利がある旨主張しているため、同号ただし書ロの適用について検討する。

同号ただし書ロは、開示請求者以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む個人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を非開示とする情報から除外することを定めたものである。

この点について審査会で検討したところ、本件は、不慮の交通事故により審査請求人が怪我を負った事案に係るものであるが、本件非開示情報を非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示することにより得られる審査請求人の権利利益が上回ると判断することは困難であるため、同号ただし書ロに該当するとは認められない。

以上のことから、本件非開示情報は条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、峰 ひろみ